

平成19年9月11日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 **阪上俊雄**

平成17年(ワ)第68号 損害賠償請求事件

平成19年6月19日 口頭弁論終結

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告に対し、100万円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、偽造領収書の作成を手段とした愛媛県警察における捜査費等不正支出問題について記者会見を行った同警察警察官である原告が、上司らにより違法に記者会見を妨害され、記者会見を行ったことに対する報復目的で違法にけん銃保管、配置換及び勤勉手当の減額の処置を受けたと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料100万円の支払を求めた事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いがない事実及び括弧内に掲記の証拠により容易に認められる事実。なお、役職、階級及び肩書きなどは全て当時のものである。）

(1) 当事者及び原告の経歴等

ア 原告は、昭和42年4月、愛媛県警察（以下「愛媛県警」という。）の警察官として採用された。原告が警察官に採用されてからの経歴は、以下のとおりである。

昭和42年 4月 愛媛県警察学校入学（愛媛県巡査拝命）

昭和 43 年 3 月 松山西警察署（警務課）
同年 4 月 松山西警察署（堀川交番）
昭和 44 年 4 月 機動隊
同年 10 月 松山東警察署（一番町交番）
昭和 47 年 7 月 松山東警察署（巡査部長昇任試験一次（学科）合格）
同年 8 月 西条警察署（駐在所）
昭和 48 年 7 月 西条警察署（巡査部長昇任試験合格）
同年 8 月 三島警察署（巡査長昇任（港交番主任心得））
昭和 49 年 4 月 三島警察署（巡査部長昇任）
昭和 50 年 3 月 三島警察署（駐在所）
昭和 51 年 4 月 東予警察署（駐在所）
昭和 54 年 8 月 宇和島警察署（城北交番）
昭和 57 年 8 月 今治警察署（駐在所）
昭和 58 年 8 月 松山東警察署（駐在所）
昭和 62 年 8 月 伊予警察署（砥部交番）
平成元年 4 月 伊予警察署（駐在所）
平成 3 年 3 月 八幡浜警察署（水上交番）
平成 8 年 4 月 八幡浜警察署（駐在所）
平成 9 年 4 月 松山南警察署（石井交番）
平成 11 年 2 月 愛媛県警本部生活安全部地域課（以下「地域課」という。） 鉄道警察隊（第 3 小隊分隊長）
平成 16 年 4 月 地域課鉄道警察隊（第 2 小隊分隊長）
平成 17 年 1 月 27 日 地域課通信指令室（企画主任）

イ 被告は、愛媛県警の所属する地方公共団体である。

(2) 捜査費等不正支出問題

ア 平成 13 年から平成 16 年にかけて、北海道、青森県、静岡県、宮城

県、京都府、鳥取県、広島県、岐阜県、香川県、福岡県、高知県の各警察あるいは警視庁において、捜査費等の不正支出を問題として損害賠償請求訴訟、住民訴訟が提起され、一部の警察では捜査費等の不正支出が行われてきたことが明らかになった。

(甲4の1ないし9、甲5の1ないし6、甲6の1ないし3、甲10)

北海道警察（以下「北海道警」という。）における報償費不正支出においては、元北海道警釧路方面本部長原田宏二（以下「原田」という。）が、北海道警旭川中央警察署（以下「旭川中央署」という。）署長として在任中、捜査報償費を組織的に裏金としてプールし、幹部の交際費などに使用していたことを、北海道警弟子屈警察署（以下「弟子屈署」という。）の元次長齋藤邦雄（以下「齋藤」という。）が、平成12年4月から平成13年3月までの間、北海道警が弟子屈署に交付した捜査報償費について自らが裏金として保管していたことを明らかにしたことから、北海道警は、捜査報償費の不正流用問題に関して、ほぼ全ての部署で少なくとも平成12年度まで、領収書の偽造などによる不正経理があったことを認めた。

（証人原田宏二、証人齋藤邦雄）

イ 愛媛県警の捜査費等不正支出問題

(ア) 愛媛県警の元職員は、平成16年5月31日、内部資料（偽造された領収書、裏帳簿、ゴム版）に基づいて、愛媛県警の警察署で年間数百万円の捜査費用が不正に支出され、警察の裏金としてプールされていたと告発した。

（甲12の3、甲14）

(イ) その後、新聞報道等で、愛媛県警は、平成16年6月1日、愛媛県警本部総務室長大石亘（以下「大石総務室長」という。）を責任者とする内部調査班を編成し、報道の真偽を確認する調査を開始したこと、

同月 8 日，愛媛県警内部で平成 15 年度における警察庁による会計監査に備えて想定問答集を作成していたこと，同月 9 日には，同様に平成 13 年における会計検査院の検査に備えて想定問答集が作成されていたことなどが伝えられた。

(甲 12 の 6・7)

(ウ) オンブズえひめは，平成 16 年 6 月 7 日，捜査費，捜査報償費の偽名を使った領収書の情報公開を愛媛県警本部に請求したが，愛媛県警は，同月 21 日，オンブズえひめが行った情報公開請求に対して，「公文書の特定ができない」との理由で非公開決定を行った。

(甲 12 の 10，甲 18，甲 20)

(エ) 愛媛県警は，平成 16 年 8 月 5 日，愛媛県議会警察経済委員会において，平成 13 年度に大洲署で支出された捜査費約 250 万円のうち，飲食代など 21 万 8356 円分（86 件）の捜査諸雑費について，偽の領収書を作成して処理していたことを明らかにした。また，9 月 17 日の同委員会における最終報告では，上記以外にも平成 11 年度と平成 13 年度から平成 15 年度の間に，約 8 万 9000 円分の偽領収書が作成されていたことを報告した。愛媛県警本部長栗野友介（以下「栗野本部長」という。）は，平成 16 年 9 月 22 日，愛媛県議会の代表質問に対して，事実と異なる会計処理がなされていたことに遺憾の意を表明して謝罪したが，同時に大洲署以外に不適切な支出はないと言述べた。

(甲 12 の 11ないし 13，甲 22，甲 23)

(オ) 愛媛県知事加戸守行（以下「加戸知事」という。）は，愛媛県監査委員（以下「県監査委員」という。）に対し，平成 16 年 10 月 7 日，平成 13 年度における愛媛県警と県内全署の捜査報償費（県費）の執行について特別監査を請求した。これに対し，オンブズえひめは，加

戸知事及び県監査委員に対し、監査対象期間を平成11年度から平成15年度に拡大すること、捜査協力者の住所、氏名を開示させ監査委員による記録を拒否させないことを求めた。県監査委員は、愛媛県警本部において、特別監査の対象となる会計資料の全面開示を求めたが、同年11月2日、愛媛県警は捜査への支障を理由に開示を拒否した。また、大洲署での実地監査における県監査委員の会計資料の全面開示の求めに対しても、捜査協力者の名前や接触場所が黒塗りにされた資料が提出された。県監査委員は、捜査報償費が適正に執行されたかどうかは不明であり、特別監査に進展がなかったことを明らかにした。

(甲12の16ないし18・20, 甲25, 甲26, 甲28)

(カ) 愛媛県警は、平成16年12月24日、オンブズえひめの情報公開請求に対し、内部調査班がまとめた調査結果報告書のうち、捜査協力者や情報提供者に支払われた捜査費や捜査報償費の日付け、協力者名を黒塗りにして部分公開した。県監査委員は、平成17年1月11日、捜査員への聞き取り調査を開始した。

(甲12の24・25)

(3) 本件記者会見の内容

ア 原告は、平成17年1月20日午後1時30分から、愛媛県弁護士会館において、「オンブズえひめ」のメンバーである弁護士とともに、報道機関の前で記者会見を行った（以下「本件記者会見」という。）。

イ 本件記者会見の内容の概略は以下のとおりである。

原告は、昭和48年から平成7年にかけて、所属した全ての警察署において、偽造領収書の作成を依頼された。偽造領収書は裏金作りの手段である。偽造の手口は、電話帳から抜粋した住所氏名を書いたメモを会計課長から渡され、そのとおりに領収書に書き写すというもので、同じ筆跡が多数あると監査などにおいて疑われる所以、1回につき3枚がめ

どとされていた。これらは、架空の捜査協力者をでっち上げたものであるから、捜査協力者への実際の支出は皆無である。偽造領収書の作成は、警察官が昇任する際の「踏み絵」として半ば強制されており、これを書かない限り上級へ昇任することはできない。現に、偽造領収書の作成を拒否し続けた原告は、巡査部長から警部補へ昇任することなく30年を経過し現在に至っている。

(甲12の27)

(4) けん銃保管

ア 地域課参事官（地域課長事務取扱）木下弘明警視（以下「木下課長」という。）は、平成17年1月20日、本件記者会見の内容を聞いて、警察官等けん銃使用及び取扱規範（以下「けん銃規範」という。）18条2項に該当する事項があると判断し、原告のけん銃を取扱い責任者に保管させることとし（以下「本件けん銃保管」という。），同日午後5時過ぎ、原告に対し、原告のけん銃を保管する旨伝えた。

(争いがない)

イ 平成17年4月1日より地域課参事官（地域課長事務取扱）になった稻田健次郎警視は、同月18日、原告に対し、上記保管命令を解除した旨告げ、他の警察官と同様の保管方法に切り替えている。

(争いがない)

(5) 配置換

木下課長は、平成17年1月27日、原告に対し、地域課通信指令室企画主任を命じる辞令書を交付した（以下「本件配置換」という。）。その際、木下課長は、原告に対し、原告の今までの言動等を勘案し、本人及び第三者に対する危害予防のためけん銃保管を行っているので、地域課鉄道警察隊での制服勤務はできること、原告は県内の地理に精通しており、豊富な実務経験から、通信指令室業務は十分にこなし得ること（以上は争

いがない），通信指令室においては，警察署の統合に伴う無線機の再配分を行わなければならないが，3交替制勤務員のみが勤務する現在の体制では困難であるため，原告には日勤勤務で無線機の再配分，緊急配備計画の再構築等を担当させる予定であることなど，配置換の理由を告げた（弁論の全趣旨）。

(6) 勤勉手当の減額

ア 平成15年6月，12月，平成16年6月及び同年12月分における原告の勤勉手当は，「良好である」旨の勤務成績評価に基づき支給されていた。

イ 本件記者会見を行った後の平成17年6月及び同年12月分の勤務手当は，「欠勤時間がある。勤務成績がやや良くない。（注意処分を受けた場合に相当）」との勤務成績評価に基づき支給された。

（甲40ないし甲46，争いがない）

(7) 人事委員会裁決

ア 原告は，愛媛県人事委員会に対し，平成17年2月23日，栗野本部長及び木下課長が原告に対して行ったけん銃の取上げ及び配置転換について不服申立てをした。

イ 上記人事委員会は，平成18年6月6日，けん銃の取上げについては，地方公務員法49条の2第1項に規定する不服申立ての対象となる処分には該当しないと判断したものの，本件記者会見前後における原告の言動やけん銃暴発による他害の危険性を裏付ける証拠もないこと等にかんがみると，原告に自殺のおそれや他害の危険性があったとは認められず，けん銃取上げ措置に正当な根拠は見出し難いと判断し，また，配置転換処分について，けん銃取上げ措置の不当性に加え，本件処分に至る経緯の不当性，本件処分の必要性の不存在等を勘案すると，本件処分は人事権の濫用と評価せざるを得ず，本件処分は本件記者会見直後に行われた

もので、捜査費問題の実態を明らかにするという公益目的で告発会見を行った原告に対する配慮が欠如しており、健全な社会通念に照らして妥当性を欠くものであると言わざるを得ないとも判断して、本件処分を取り消した。

ウ 愛媛県警は、愛媛県人事委員会に対し、平成18年12月7日付で上記裁決は事実認定に当たって判断の遺漏が認められることを主張して再審の請求を申し立てたが、人事委員会は、再審の事由に該当しないとして却下した。

(甲86, 甲125)

2 爭点

- (1) 記者会見妨害行為の存否及び違法か否か（争点1）
- (2) 本件けん銃保管が違法か否か（争点2）
- (3) 本件配置換が違法か否か（争点3）
- (4) 勤勉手当減額が違法か否か（争点4）
- (5) 損害額（争点5）

3 爭点に対する当事者の主張

- (1) 争点1について

【原告の主張】

ア オンブズえひめは、マスコミ各社に対し、平成17年1月20日午後1時30分から愛媛弁護士会館において、捜査費問題で記者会見を行う旨連絡していた。

イ 木下課長は、平成17年1月13日、原告を夕食に誘い、その際、原告に対し、「総務室長の大石から、先ほど電話があって、『仙波がオンブズえひめの人と何かを発表するらしいから、やめてくれないか』と要請された。」「もし前が発表するなら、事前にわしに連絡してくれ。」、「近々（定期異動の）ヒアリングがあるが、お前は（地域課鉄道警察隊

に）おるようにして、中川は出すけんのう。」と言った。また、同月 19 日午後 9 時 5 分から午後 10 時 44 分までの間、愛媛県警本部において、木下課長ら愛媛県警の幹部等から、「明日の記者会見はやめてくれ。その代わり、警部補昇任も考えている。残り 4 年間、楽なセクションで送つたらどうか。」、「（春の定期異動の）ヒアリングでもお前を鉄道警察隊に残すことにしたんだから、記者会見を止めてくれ。」と言われた。さらに、木下課長らは、同月 20 日の早朝原告方を訪れて記者会見をやめさせようとした。

ウ 上記面談行為や説得行為は記者会見妨害行為に当たる。本件記者会見は、憲法 21 条 1 項の保障する表現の自由の範囲内の行為であることは明らかであり、これを妨害する上記行為が原告の表現の自由を侵害するものとして違法であることは明白である。

また、刑事訴訟法 239 条 2 項は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定し、公務員に告発義務を課するところ、原告は警察官として知り得た犯罪行為を告発するために記者会見に臨もうとしたのであるが、愛媛県警の幹部らは、犯罪があることを知悉しながら、原告の記者会見を妨害しようとしたものであって、違法である。

さらに、原告の記者会見を妨害することは、公益通報者保護法の趣旨からみても違法である。

【被告の主張】

ア 地方公務員法をはじめとする公務員法は、公務の適性かつ円滑な遂行を目的としており、公務の執行に悪影響を及ぼすことになる公務とは直接関連のない私的な行為及び時間も服務の対象としている。地方公務員法の趣旨を受けて、愛媛県警察職員服務規程は、5 条、8 条、9 条、11 条、20 条、22 条において、監督者たる上司は部下の身上（私生活）

に関して適切な指導監督を行わなければならないことを定めている。

イ 本件において、監督者たる木下課長は、部下である原告が記者会見をするとの風評を認知し、現職警察官による記者会見という極めて特異な事態についてその事実及び原告の真意を確認するとともに、記者会見の内容が、職務上の秘密に及ぶものや誤った事実である場合は、それを指摘あるいは修正し、原告自身についても不利益を被ることがないように指導する必要性を認めたことから面談したものであり、これは正当な行為である。

ウ 原告は、木下課長らが面談を行ったことは原告の表現の自由を侵害するものであると主張するが、木下課長らは原告が記者会見を実施するとの風評があったことから、前記理由によりその事実及び原告の真意を確認するために面談を行ったのであり、表現の自由を侵害するものではない。

エ 刑事訴訟法239条2項に定める「告発」とは、告訴権者及び犯人以外の第三者が捜査機関に対して犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示をいうのであり、記者会見はこれに当たらない。また、原告は、愛媛県警の幹部らが犯罪があることを知悉しながら原告の記者会見を妨害しようとしたと主張するが、原告と面談した木下課長らは、捜査費等不正支出の事実等を認知しておらず、犯罪があることを知りながら原告と面談したのではない。

オ 公益通報者保護法は、公益通報を行った労働者に対する不利益な取扱いを制限することを内容としたものであるが、本件において、木下課長らが原告と面談した段階では原告は記者会見を行っておらず、また、木下課長らの面談は前記の理由により事実及び原告の真意を確認するためのものであり、原告の主張するような「同法の趣旨を没却する違法行為」ではない。

(2) 争点2について

【原告の主張】

ア 警察官は制服を着用して勤務するときはけん銃を携帯するものとされ、その例外は限定されている。例外事由なく人事管理権者が警察官の意に反してけん銃を取り上げる措置は違法行為になる。本件けん銃保管は本件記者会見の後直ちに行われており、客観的にみて原告の行為に対する陰険な報復、見せしめを行ったと評価できる。

なお、職務を遂行する警察官にとってけん銃を携帯することは職務上の義務であるだけでなく、職業上の矜持の象徴であり支えでもあるから、理由なく警察官からけん銃を取り上げられたことにより被った精神的苦痛は法的に保護に値するというべきである。

イ 被告は、本件けん銃保管は、原告の自傷他害のおそれや現場における混乱のおそれがあることから、けん銃規範18条2項4号に基づく正当な措置であると主張する。しかし、自傷他害のおそれは、記者会見における原告の発言の言葉尻をとらえた言いがかり的なもので根拠のないものであるし、記者会見により原告の顔が周知されたからといって現場で混乱が予想されるというものではない。被告が主張するところは何ら理由にならない。

【被告の主張】

ア 警察官は職務の特殊性から職務遂行のためにけん銃を所持できるが、けん銃は一旦使用すれば人の命を奪いかねない強力な武器であり、また奪取のおそれもあることから警戒しなければならず、その携帯及び使用には緊張感と集中力を要する。

イ 木下課長らは、本件記者会見の前日である平成17年1月19日午後8時50分ころから約2時間にわたり原告と面談したところ、原告は、記者会見を決意するに当たって、「息子たちとは水盃を交わしてきた。

妻の墓にも別れを告げてきたので何も思い残すことはない。」、さらに、息子の事件に関して現職警察官等3名を名指しし、「3人だけは、絶対に許せん。辞めるときは道連れを2、3人は作る。」、「妻の供養と息子の敵討ちのために覚悟を決めた。」、「自分にはもう何も失うものはない。」等と悲壮感を漂わせながら涙声で話すなど、これまでにない覚悟を決めた過激な言動が認められた。また、木下課長は、報道機関からの情報として、本件記者会見において原告が「辞めるときは死ぬとき。」という発言を行ったほか、涙を流して声を詰まらせたことなどを知った。

ウ 原告の所属していた地域課鉄道警察隊は、駅や列車等多くの市民が往来する場所で、突発的な事故に対応し、けん銃使用も含めた直接の権限行使を行う部署であり、新聞やテレビのニュース等で原告の顔が周知されていることから、原告が多数の注視の的になり、見ず知らずの者から勤務中に話しかけられたり、取り囲まれたりすることが予想され、そうした状態において、万が一にも職務執行に冷静さや集中力を維持できなかったり、予期せぬトラブルが発生したりすれば、市民を守り、犯人を逮捕制圧するなどの職務遂行に万全を期することができず、原告はもとより周辺の市民にも被害が及ぶことが懸念された。

エ 以上のような状況の中で、管理責任者である木下課長は、原告が万が一の事故やトラブルに遭遇する可能性を考慮して、特に必要があると認め、取扱い責任者である上野次長にけん銃の保管を命じたのである。

オ その後、原告の勤務している通信指令室ではけん銃の携帯を要しないこと、原告は通信指令室での勤務にある程度慣れるとともに、平成17年4月に異動がなかったこと、記者会見前後に比して本人の状態が落ち着いてきたことなどから、同月18日に上記保管命令を解除した。

カ 以上から、本件けん銃保管は正当であり何ら違法性はない。

(3) 争点3について

【原告の主張】

- ア 公務員の労働関係において任命権者は所属する職員に対して人事権の行使として配置換をする権限を有するが、その権限の行使は、合理的な裁量権の範囲内で行使される必要がある。合理的な裁量権の範囲を逸脱した場合は違法となり、合理的な裁量権の範囲にあるか否かは、当該配置換の必要性・合理性及びその程度、配置換をされる本人の不利益の有無及びその程度を考慮して判定されるべきである。
- イ 本件配置換は、愛媛県警の組織の業務運営上の必要性が乏しく、原告の不利益取扱いを伴うものである上、原告の本件記者会見に対し、原告に警察官としての適格性がないとの評価を組織の内外に表明して報復、見せしめをすることを意味するものであって、これらを総合すれば、裁量権の濫用として違法というべきである。
- ウ 被告は、本件配置換は木下課長の権限に基づいて行われたと主張するが、本件配置換の権限は愛媛県警本部長にあると解すべきである。すなわち、愛媛県警本部長は職員の任免に関する権限を有し（地方公務員法6条1項）、本件配置換は同法17条1項の「転任」に含まれるからである。そして、こうした人事権を他の機関に「委任」するためにはその旨の明文の定めが必要であるところ、関係法令等には委任を認める規定はない。被告は、訓令等で地域課長に職務を指定する権限があることを認めている旨主張するが、これらの規定は、内部組織の取り決めに関する規則だったり、愛媛県警本部長の権限を内部において補助するための規定である。これらの規定によって地域課長が本件配置換を行うことができるとする根拠にはならない。

【被告の主張】

- ア 課内配置換は任命権者である愛媛県警本部長が地方公務員法17条1項の規定に基づき行う転任処分ではなく、原告の上司である木下課長が

職務上の監督権に基づき発した職務命令である。

イ 本件課内配置換は、本件記者会見後の騒然とした環境の中で地域課鉄道警察隊で勤務することは適正な職務執行に支障が生じるおそれがあること、110番受理件数の急増や全県的な緊急配備実施計画の改正作業の実施など業務量が増大していた通信指令室の体制強化が検討されていたこと、30年以上の地域警察勤務歴をもち地域警察の豊富な実務経験と知識を有する原告であれば通信指令室における業務も十分こなし得ると考えられたこと、本部庁舎にある通信指令室に勤務する方が本件記者会見に関する聞き取り調査を容易に行えることなどの事情を考慮して、木下課長がその必要性に基づき合理的な理由により総合的に判断して行ったものであり、裁量権を逸脱するものではない。

(4) 争点4について

【原告の主張】

ア 原告の勤勉手当は、本件記者会見を行う前までは「C」ランクの評価で支給されてきたが、記者会見後、「C下」ランクとして減額して支給されている。

イ 「C下」ランクの評価は、「欠勤時間がある。勤務成績がやや良くない（注意処分を受けた場合に相当）。」ことを理由とするものであるが、原告は、年休をとったことがある以外に欠勤したことはないし、上司から勤務について特段の注意や指導を受けたこともない。

ウ 上記勤勉手当の減額は、原告が本件記者会見を行ったことによる報復措置であって違法である。

【被告の主張】

ア 勤勉手当は、能率給としての性格を有するものであり、職員の勤務成績に応じて支給するものである。

イ 勤務成績の評定は、評定期間中に職員に割り当てられた職務を遂行す

る上で、どの程度の成績をあげたかなどを判定するものであって、職員にどのような評価を行うかという点については、任命権者に広範な裁量が認められるものである。本件評定勤務期間中における原告の勤務状況は、仕事ぶり、勤務実績、積極性において劣っていたことから所属長は、その勤務成績が良好ではなかったと適正に判断したものであり、勤勉手当の評価は、原告の記者会見とは全く関係がない。

(5) 争点 5について

【原告の主張】

原告は、上記違法な行為により精神的苦痛を被り、その損害を慰謝するのには 100 万円が相当である。

【被告の主張】

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点 1について

(1) 原告は、平成 17 年 1 月 13 日、同月 19 日及び同月 20 日において、本件記者会見を取りやめるように説得した木下らの行為等（以下、それぞれ「13 日における説得行為等」、「19 日における説得行為等」、「20 日における説得行為等」ということがある。併せて「本件説得行為等」ということがある。）が違法であると主張する。

(2) 証拠（各項末尾に掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告が本件記者会見を決意するに至った経緯

(ア) 原告は、正義を実現する職業である警察官が自分の性格に合うと思ったことなどを動機に警察官を志望し、昭和 42 年 4 月に愛媛県警察官になった。原告は、昭和 48 年に巡査部長となってから平成 3 年ころまで、概ね異動があるたびごとに、上司から住所と氏名が記載され

たメモを渡されそれを領収書に書き写すように指示された（以下「本件領収書作成」という。）。原告は、本件領収書作成は偽領収書の作成であり、不正行為であると考えたことなどから前記上司の指示を拒否し続けてきた。原告は、昭和55年ころ、警部補の昇任試験を受けた際、上司から本件領収書作成をしない原告は④に当たり試験には受からない旨の発言を受けたことがある。なお、原告は、現在に至るまで警部補昇任試験に合格していない。

（甲48、甲64、原告本人）

(イ) 原告は、息子の刑事事件の関係で知り合った薦田伸夫弁護士（以下「薦田弁護士」という。）がオンブズえひめの活動に関わっていたことから、平成17年1月7日、オンブズえひめの会合に出席し、本件領収書作成など愛媛県の捜査費等不正支出問題（以下「本件捜査費問題」という。）について話をした。原告は、本件捜査費問題は警察による犯罪行為でありこれをなくしたいと思っていたことや、本件捜査費問題に関連して私腹を肥やしてきた幹部や本件領収書作成を拒否してきたことで不利益扱いを受けてきたという思いに対する不満があったことに加え、弁護士や一般市民もこの問題を根絶したいと考えていることに感動し、本件捜査費問題を告発する方向で打ち合わせを行った。

（原告本人）

(ウ) 原告は、オンブズえひめでの会合後、高校の同窓会に出席して前記オンブズえひめでの会合の様子を話した。同窓会に出席していたある県会議員は、原告の話を聞きつけ、原告に対し、上記告発をやめるよう忠告する旨の発言をした。

（原告本人）

イ 平成17年1月13日（以下、単に「13日」ということがある。）

における原告と木下課長のやりとり

(ア) 木下課長は、昭和38年に愛媛県警察官となり、昭和45年9月に巡査部長、昭和52年4月に警部補、昭和60年4月に警部、平成8年4月に警視に昇任し、平成16年3月15日から生活安全部参事官となり、平成17年3月31日に定年退職した。原告とは、昭和42年に警察学校で、原告が他の入校生と争いごとを起こした際にたしなめたことをきっかけに知り合った。木下課長は、その後も原告と関わり合いを持ち、原告は、上司の立場で言っても絶対聞く男ではなく、性格的にも自分の利になることであればスムーズに動くが、それ以外のことは聞かない性格であると感じていた。木下課長は、上記のとおり、平成16年3月15日から原告の所属長である地域課参事官となつた。

(甲60, 甲61, 証人木下弘明)

(イ) 木下課長は、大石総務室長から、原告が捜査費問題に絡んで記者会見をやるのではないかとの風評が入っているから、原告に聞いてくれないかという旨の指示を受けた。そこで、木下課長は、13日、原告を誘って、同日午後5時30分ころから午後6時30分ころまで、喫茶店で夕食をとった。

(甲61, 証人木下弘明)

(ウ) 木下課長は、夕食の席で、原告に対し、大石総務室長からの依頼内容を伝えた上、記者会見を行うのかその真否を聞いた。原告は、まだ迷っている旨返答するとともに、木下課長に対し、記者会見を行つたら異動になるか聞いた。木下課長は、在職期間からみて異動の対象だが残留を希望するということで要望しておく旨答えた（以下「13日の面談」ということがある。）。

(甲61, 甲64, 証人木下弘明, 原告本人)

ウ 平成17年1月19日（以下、単に「19日」ということがある。）における原告と木下課長らのやりとり

(ア) 原告は、19日午後5時過ぎころ、木下課長から、「明日誰かが記者会見するという情報が入った。元大洲職員に確認したが、元大洲職員はしないと言っている。お前がするのか。」との質問を受けた。原告は、まだ決めていないが今から弁護士事務所へ行く旨答えたところ、木下課長は、記者会見を行うなら栗野本部長に報告しなければならないから、事前に報告するよう求め、原告もこれを了承した。

（証人木下弘明、原告本人）

(イ) 原告は、弁護士事務所に行く前に、愛媛県警本部の8階廊下で出会った同期の鷹羽純二地域課調査官（以下「鷹羽調査官」という。）に対し、世話になったというような言葉を掛け、午後5時50分前ころには、電話で20日にあることを行う旨伝えた。鷹羽調査官は、上記原告とのやりとりを木下課長に伝えた。

（甲38、証人鷹羽純二、原告本人）

(ウ) 木下課長は、原告が弁護士事務所へ向かったことや上記鷹羽調査官とのやりとりを栗野本部長に伝えた。木下課長は、栗野本部長の指示等を受けて、原告の同期である二宮義晴警務課長（以下「二宮」という。）及び鷹羽調査官と三人で、記者会見に関して原告の真意を聞き出すために原告を愛媛県警本部に呼び戻して面談することになった。

（証人二宮義晴、証人栗野友介、証人鷹羽純二、証人木下弘明）

(エ) 木下課長は、午後6時5分過ぎころ、弁護士事務所で記者会見にして打ち合わせを行っていた原告の携帯電話に連絡し、栗野本部長から原告を本部に引き戻すように言われたので愛媛県警本部にすぐに帰ってくるように伝えた。また、午後6時20分ころには、二宮も一緒にいるので、すぐに帰ってくるよう伝えた。原告は、弁護士事務所で

の会議が終了してから本部へ戻る旨答えた。原告は、電話の後、会議に同席していた薦田弁護士に電話でのやりとりを話した。

(甲 3 8, 原告本人)

(オ) 原告は、午後 9 時前ころ、木下課長の求めに従い愛媛県警本部 8 階にある地域課に戻り、木下課長、二宮及び鷹羽調査官の 3 名と面談した（以下「19日の面談」ということがある。）。その際、木下課長らは、「お前が記者会見をしたら県警は 1 年間は立ち直れない。お前を警察鉄道隊に残すことにしたから記者会見を止めてくれ。」などと、本件記者会見を取りやめるよう強く説得した。これに対し、原告は、「今、蓋をしたら、県警は一生立ち直れない。」などと述べて説得に応じない態度を示した。

(甲 6 1, 甲 6 4, 甲 8 6, 原告本人)

(カ) また、19日の面談の中で、原告の息子の刑事事件について話が及んだ。原告の息子の刑事事件及びその関連事情の概要は以下のとおりである。

a 事件の概要は、松山市の消防職員だった原告の長男が、平成 7 年 11 月、上司である消防署長の首を電気コードで絞め付けた上、頸部を包丁で 2 回突き刺し、同人を失血死させたというもので、刑事裁判では殺害の計画性などが争われたが、平成 12 年 1 月 18 日、最高裁判所の上告棄却決定により 1 審判決の懲役 12 年という刑が確定した。薦田弁護士は、控訴審から弁護人となり原告と知り合うことになった。

b 原告は上記事件に強い衝撃を受け死ぬことも考えたが、次男や三男ら家族に止められた。警察官を辞職することも考えたが、当時の上司から辞める必要はない旨助言されたこともあって辞職しなかつた。原告は、事件当時、上司の心配を慮って自らけん銃保管措置を

申し出ている。原告の妻は、長男の出所を待つ中で病気になり死亡した。木下課長は、愛媛県警本部の幹部の中で唯一原告の妻の葬儀に参列した。

c 原告は、上記事件の捜査の過程で、殺害の計画性に関連する証拠の捜査が不十分だったと思っていたことから担当捜査員に対して不満を抱いていた。

(甲 6 1, 証人木下弘明, 原告本人)

(キ) 原告は、19日の面談の際、木下課長に対し、妻の葬儀に参列してくれたことに恩義を感じていること、妻の墓参りをすませ次男や三男らとも別れを告げてきたので思い残すことは何もないこと、長男の刑事事件を担当した捜査官には強い不満を持っており許すことはできない旨を話した。

(甲 6 1, 甲 6 4, 証人木下弘明, 原告本人)

(ク) 19日の面談は、午後11時ころまで続き、原告は、記者会見を中止して欲しいとの木下課長らの説得には応ずることなく、また記者会見を行うか否かについて確定的な返答をすることなく地域課を後にした。面談行為の終了前、木下課長は、原告に対し、記者会見をやるのであれば栗野本部長に連絡する必要があるので事前に連絡して欲しい旨頼んだ。当日、原告は自宅には帰らず、ホテルに宿泊した。これは、愛媛県警により本件記者会見を妨害されることを回避するためであった。

(甲 6 1, 原告本人)

(ケ) 木下課長は、原告との面談終了後、栗野本部長に原告の状況を報告するとともに、また明日様子を確認する旨伝えた。また、生活安全部長上甲保男（以下「上甲部長」という。）にも同様の報告を行った。

(甲 6 1, 甲 8 6, 証人栗野友介, 証人上甲保男)

エ 平成17年1月20日（以下、単に「20日」ということがある。）
の経緯等

(ア) 木下課長と鷹羽調査官は、20日早朝原告宅に向かい、午前7時30分前ころ原告宅に電話し、電話に出た原告の親族から原告は不在である旨告げられたが、午前7時30分過ぎころには、原告宅を訪れて上記原告の親族に原告の所在を尋ねた。その後、木下課長らは、原告の所在を突き止めるべく原告が立ち寄りそうな所へ連絡をとった。

（甲38、証人木下弘明、証人鷹羽純二）

(イ) 木下課長は、午後零時前に原告の携帯電話に連絡し、「1回連絡をください。なお、意志固まっていると思いますが、再度、あのー、私からお願ひとして、最後のお願いとして、行くのは約束しているから駄目だと思いますが、えー、会見を・・・。」という伝言を残し、その後午後零時40分ころまでの間に、2度にわたって原告の携帯電話に連絡し、記者会見を行うか否かを連絡するように依頼する旨の伝言を残した。

（甲39）

(ウ) 粟野本部長は、20日の日刊紙朝刊に、愛媛県警の捜査費等不正支出問題で現職警察官が長年にわたり県内の各警察署で捜査費を不正支出していたと証言した旨の記事が掲載されていたことや、20日に原告が上記捜査費等不正支出問題に関して記者会見を行う可能性があるとの報告を受けていたことから、午前11時15分ころ、加戸知事と面会し、上記記者会見が行われる可能性があること、内容をみて調査した上県民に対する説明責任を果たしたいというような説明をした。

（乙8の1・2、証人粟野友介）

(エ) 原告は、午後1時前ころ、木下課長に電話で連絡し、午後1時30分から記者会見を行うことを伝えた。木下課長は、粟野本部長から加

戸知事には既に伝わっている旨答えて電話を切った。

(甲37, 甲64)

(オ) 原告は、前提事実のとおり本件記者会見を行った。

オ なお、被告は、木下課長らは19日における原告との面談の中で記者会見をやめるようにとの説得はしなかったというが、やめるように説得されたとの原告の証言は具体的で迫真性があるし、本件捜査費問題に関連する当時の愛媛県警の状況や栗野本部長の立場などを考慮すると、説得しなかったというほうが不自然であり、到底信用できない。また、木下課長や鷹羽調査官は、20日の早朝、自傷他害のおそれを考慮して原告宅を訪れた旨証言しているが、本件記者会見前後における木下課長らの行動等、殊に、本件記者会見前に原告の携帯電話に残した伝言の中では原告の安否に関して全く触れられていないこと、本件記者会見後は本件けん銃保管を行っただけで特に原告の安否を気遣うような行動をしていないことに照らせば、上記証言は採用できない。

(3) 前記認定事実によれば、本件説得行為等は、本件捜査費問題に関し現職の愛媛県警警察官である原告が記者会見を行うという風聞に基づき、栗野本部長ら上司の指示を受けた木下課長らが、いわゆる内部告発に関する情報を収集する過程で行われたものと認められるから、「公権力の行使」として「職務を行う」につきなされたものであることは明らかである。

そして、愛媛県警察官あるいは原告の上司として、記者会見が行われることによる影響などを考慮の上、上記記者会見に関連する情報収集を行うことや記者会見を行うことについて冷静な判断を求めるよう説得を行うことが一切許されないわけではないが、本件記者会見は、現職の警察官である原告が、警察内部において裏金作りが行われていたことを公表するもので、いわゆる内部告発に当たり得るのであり、その内容が真実であり告発方法も相当であるような場合は、理由なく妨害されてはならないといふべ

きであるから、本件説得行為等が「違法」となるかは、内部告発内容の真実性、告発の目的、告発の手段・態様の相当性に照らして説得行為の必要性、相当性、説得行為により侵害される権利又は公益の程度などを総合的に考慮して判断すべきである。

(4) 前提事実及び認定事実によれば、北海道警等で捜査報償費等が組織的に不適切に執行されていることが明らかになるなど全国的に警察内部において裏金作りが行われていることが問題視されていたこと、元警察職員の裏金内部告発を発端に大洲署で不適切な会計処理がなされていたことが明らかになり大洲署以外における本件捜査費問題について内部調査が行われていたこと、原告が長年にわたり愛媛県警で勤務する警察職員であることなどを併せて考慮すると、本件内部告発内容の真実性を安易に否定することはできないところ、不正や犯罪を防止し取り締まるべき警察内部における会計処理の不正という告発内容自体の公益性や本件記者会見に至った経緯及び記者会見後における原告の行動などに照らすと、原告が息子の刑事事件の捜査に不満を持っていることや他の同期の同僚よりも昇進が遅れていことなどの事情を考慮しても、告発の目的が不当なものであるとはいえないのであり、その告発内容の公益性に照らせば、マスメディアを集めて記者会見を行うという手段をとることも不相当とはいえない。これに対し、確かに、現職の警察官が裏金問題に関して記者会見を行うことの影響の大きさを考慮すると、発表する内容やその真実性を確認するために面談することや発表をやめるように説得すること自体の必要性は否定できないし、また 13 日の面談の際には何ら記者会見をやめるように説得するような発言はなかったのであるから、この時点の行為をとらえて違法ということはできないが、勤務時間終了後に職場に呼び出した上、原告の上司や同期 2 名で深夜近くまで記者会見をやめるように説得し、異動の話を持ち出して記者会見と異動との関連をほのめかすような発言を行った 19 日における

説得行為等や、記者会見当日に早朝から原告の自宅を訪れ、その所在を突き止めるべく奔走し、記者会見直前まで原告の携帯電話に連絡して記者会見をやめさせようとした20日における説得行為等は、説得行為としては相当性の程度を超えたものと評価せざるを得ないのであって、上記の内部告発の信憑性、目的、手段の相当性を総合的に考慮すると、19日における説得行為等及び20日における説得行為等は違法であるといわざるを得ない。

(5) これに対し、被告は、19日の面談は、記者会見の内容が職務上の秘密に及ぶものや誤った事実である可能性が高いと判断したためだから妨害には当たらない旨主張するが、上記認定事実のとおり、19日の面談の中で木下課長らが被告の指摘するような職務上の秘密に及ぶことや誤った事実である可能性があることを指摘したというような事情は全くうかがわれず、かえって、木下課長らは、原告が行う記者会見の内容を理解し、これをやめさせるための説得に終始していたことが推認できるから、被告の主張は採用できない。

2 爭点2について

(1) 原告は、本件けん銃保管は本件記者会見を行った原告に屈辱を与え、他の警察官に対する見せしめとするために行われたもので違法である旨主張し、これに対し、被告は、本件けん銃保管は、けん銃規範18条2項4号に基づいて行ったもので木下課長の判断に違法はない旨主張するので、以下検討する。

(2) 上記認定事実(前提事実及び争点1の中で認定した事実)並びに証拠(甲61, 甲64, 証人木下弘明, 原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

木下課長は、本件記者会見の内容及び涙を流し「辞めるときは死ぬとき。」などの発言を行ったという原告の状況を伝え聞き、前提事実のとおり本件

けん銃保管を行い、その旨を原告に伝えた。原告は、けん銃保管をされると仕事に差し支える旨答えたが、木下課長は、本件記者会見の中で原告が行った「辞めるときは死ぬとき。」という発言は自殺をほのめかすもので、これを防止する必要がある旨本件けん銃保管の理由を説明した。原告は、前記発言は自殺をする趣旨ではない旨説明したが、木下課長は「既に預かっている」としてこれを聞き入れなかつた。

(3) ところで、けん銃規範は、警察官は、制服（活動服を含む。）を着用して勤務するときは原則としてけん銃を携帯するものとすることや携帯方法について定めるとともに（第3章）、所轄庁の長が指定した管理責任者が、けん銃の取扱い保管者を指定すること（18条1項）、離職したり休職を命じられるなどの一定の事由がある警察官からけん銃等の返納を受けること（20条）、けん銃の亡失、損傷等について報告を受け所轄庁の長に報告すること（23条）、試射弾丸等を登録すること（24条）、隨時けん銃の検査を行い保管状況を監督すること（29条）などけん銃の管理及び監督の責任を負うことを定めている（17条）。

そして、けん銃の保管について、警察官は、貸与されたけん銃等の保管の責めに任じると定めている（19条1項本文）が、一方で、警察官は、けん銃を携帯しないときは、管理責任者が、部署に所属する警察官の中から指定したけん銃等の取扱い責任者に保管を依頼することができ（同条1項ただし書、18条1項），また、管理責任者は、警察官が長期欠勤又は心身の故障のため、けん銃等を保管することが適当でないと認められるとき、警察官が停職を命じられたとき、修理、精密手入れ等のため、けん銃を集めるとき、亡失その他の事故の防止のため、管理責任者が特に必要があると認めたときは、指定した取扱い責任者にけん銃の保管を命じることができ、その場合は、取扱い責任者が保管の責任を負うことを定めている（18条2項、3項、19条2項、）。

上記のように、けん銃規範が、管理責任者にけん銃の管理及び監督について広範な権限と責任を与えているのは、けん銃がその使用方法などによっては高度の危険性を有し、不適正な使用がなされた場合には重大な結果を招くおそれを考慮したからであり、けん銃の管理及び保管に関する管理責任者の判断は尊重されるべきであるから、けん銃規範18条2項4号の「亡失その他事故の防止のため、特に必要がある」か否かの判断についても、全くの事実の基礎を欠くか、又は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超える、又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法となるというべきである。

(4) 前提事実及び前記認定事実によれば、本件けん銃保管は、記者会見が行われた直後になされたものであり、前記2で述べたように木下課長らの説得行為等が違法であることや、20日の説得行為等について自傷他害のおそれを心配して原告の自宅を訪問したとの木下課長らの供述は信用できないこと、本件けん銃保管を契機に後記4で述べるとおり違法な配置換がなされていることにかんがみると、本件けん銃保管は、他の警察官に対する見せしめとしてなされたとの疑いもないではない。

しかしながら、息子たちや妻の墓に別れを告げたので思い残すことは何もない旨や長男の刑事事件担当捜査官に対する不満を述べる原告と面談し、本件記者会見の中で涙を流し「辞めるときは死ぬとき。」などの発言を行ったなどの原告の状況を伝え聞いた木下課長が、原告の精神状態が不安定であると判断したとしても不合理とはいえないこと、地域課鉄道警察隊において鉄道施設における警らや列車警乗による列車内の警戒など市民と直接接する職務に従事していた原告の顔が本件記者会見により周知され、衆人環視の的になる可能性があることなどを考慮して不慮の事故を想定したことも不合理とはいえないことなどの事情に併せ、けん銃保管の緊急性を総合的に考慮すると、「亡失その他の事故のため、特に必要がある」

としてけん銃保管を行った木下課長の判断が、全くの事実の基礎を欠く、あるいは社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超える、又は裁量権を濫用してされたとまではいえない。

したがって、本件けん銃保管は違法ではない。

3 爭点3について

- (1) 原告は、本件配置換は、告発行為を行った原告に対する報復人事あるいは他の警察官に対する見せしめとして、愛媛県警本部長の権限に基づいてなされたもので違法である旨主張するのに対して、被告は、本件配置換は、本件記者会見を行ったこと自体を理由としてなされたものではなく、けん銃保管措置を講ずることに伴う不可避な措置として、また、職務執行に伴う事故やトラブルの危険を回避する必要を考慮して、愛媛県警察の職員の任用に関する訓令4条2項に基づく木下課長の権限によりなされたものであって、人事管理権者としての法的義務に違背してなされたものではない旨主張する。
- (2) 前記認定事実に加え証拠（証人上甲保男、同木下弘明、原告本人のほか、各項末尾に掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア　原告は、平成17年1月23日、愛媛県警本部において、本件記者会見に関して事情聴取を受けた後、木下課長と昼食をとった。その席で、木下課長は、原告からの異動の有無に関する質問に対して、「異動のことは、それはちゃんと、それはちゃんとわしが盾になるけん。」「現段階では残留ということでヒアリング出しどるけん。」と答えた。

(甲5.7の1・2)

イア　上甲部長は、同月24日午前9時20分ころ、原告に対し、生活安全部長室において、木下課長が病気で休暇を取得したため木下課長の権限を代わりに行使して、原告を地域課鉄道警察隊から地域課通信指

令室へ異動させる旨告げた。

(甲 104の1・2)

(イ) 原告は、上甲部長に対し、「報復人事ですか。」などと配置換の理由を質問した。上甲部長は、原告に対し、原告の職務経歴を考えた上で課内配置換であることを説明し、午前中は地域課鉄道警察隊で勤務し、午後からは地域課通信指令室へ移ることを告げたが、納得のいかない原告からなおも説明を求められたところ、部外から電話が入ったため、原告に対し地域課で待機するよう指示した。

(甲 104の1・2)

(ウ) 上甲部長は、同日昼ころ、原告に対し、生活安全部長室において、上野次長立ち会いの下、再度通信指令室への課内配置換通知を行い、正式な発令日等については、木下課長が出勤後に指示する旨を伝え、書類整理など課内配置換の準備を始めるよう指示した。

(エ) 木下課長は、同日、病気により休暇を取得しており、上記課内配置換を行うことを原告に通知することは知らされていなかった。

なお、愛媛県警本部における所属長発令の係長以下の警察官に係る人事異動について、所属先は本部長が発令するが、所属内の配置は所属長が発令する旨の慣行があり、木下課長は、かつて、心臓に問題があり夜間勤務をさせることが困難な通信指令室員と地域課鉄道警察隊員とを相互に定期異動以外の所属長発令で所属内異動をさせたことがある。

(甲 61, 甲 86)

ウ 原告は、同日午後、異動の内示を受けたこと及びそれが報復人事である旨の記者会見を行った。

(甲 64, 甲 86)

エ 木下課長は、警務課に対し、通信指令室企画係の新設を要望し、要望

の結果、平成17年1月26日、「愛媛県警察本部各課、警察学校及び警察署の係設置に関する訓令及び通信指令室組織及び運営規定の一部を改正する訓令」(平成17年本部訓令第1号)が制定され、同月27日施行された。

(甲61, 甲86)

オ 木下課長は、平成17年本部訓令第1号の制定により原告の異動に必要な訓令の改正が決定された後、その施行に合わせて原告を通信指令室企画係に配置換する辞令の決裁を行い、同日、原告に対し、原告は県内各地の地理に精通しており、緊急配備箇所等の見直しに適任であること、けん銃保管をしているので署外勤務ができないこと、自殺及び他人を傷つける可能性があると判断し、これら行為へのけん銃の使用を防ぐ必要があることなどの理由を述べて通信指令室企画主任を命じる旨の辞令を交付した。

(甲61, 甲86)

カ 任命権限に関する法令等の定め

(ア) 地方公務員法は、道府県警察本部長が、道府県警察における職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有すること(6条1項)、職員の職に欠員を生じた場合において任命権者は、採用、昇任、転任のいずれかの方法により、職員を任命することができることを定める(17条1項)。

任命権限の委任に関しては、道府県警察本部長は、任命権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができる(6条2項)との定めがあるほか規定はない。

(イ) 本件記者会見が行われた当時、愛媛県警本部には、総務部、警務部、生活安全部、刑事部、交通部、警備部が置かれ、その内部組織としてそれぞれ課、室、所及び隊が置かれていた(愛媛県警察本部組織条例

(昭和35年条例第5号。以下「組織条例」ということがある。),
愛媛県警察組織規則(昭和41年愛媛県公安委員会規則第7号。以下
「組織規則」という。)2条)。

組織規則は、課等に所要の係を置き、係の種別、構成及び配置人員
は、本部長が定めるとし、具体的な係名等は、当時の訓令により定め
られていた(愛媛県警察本部各課、警察学校及び警察署の係設置に関
する訓令(昭和41年本部訓令第9号))。

生活安全部には、地域課が置かれ、通信指令室、鉄道警察隊及び航
空隊が附置されており(同訓令)、地域課長は、鉄道警察隊に勤務す
る警察官を指揮監督する権限を有するとともに、その職務を指定する
ものとされていた(愛媛県警察の職員の任用に関する訓令(昭和45
年5月18日))。 (甲86, 108)

(ウ) 愛媛県警察職員の人事記録等に関する訓令(昭和49年本部訓令第
5号。以下「人事記録訓令」という。)は、人事異動の種別及び内容
として、「転任」を「愛媛県の職員としての身分を中断することなく、
任命権者を異にする他の機関から異動してきた職員を任命すること」
と、「配置換」を「同一任命権者のもとにおいて、職員に勤務場所又
は職務の担当の変更を命ずること」と定める。また、県警本部長が行
う人事異動の発令通知は、当該職員の属する所属長に対し、電話又は
人事異動通知書等をもって通達するとともに、当該職員に対しては、
辞令書を交付して行うものとするとし、所属長の行う人事異動の発令
通知は、簡易な事項の発令を除き、当該職員に辞令書を交付して行う
ものとすると定めている。 (甲105)

(3) ところで、本件配置換の権限について争いがあるので、以下検討する。

ア 地方公務員法においては、職員の任命は、現に職員でない者を職員の
職に任命する「採用」、法令、条例、規則その他の規程により公の名称

が与えられている職員の職でその現に有するものより上位のものに任命する「昇任」、昇任の逆である「降任」、「昇任」「降任」以外の方法で他の職員の職に任命する「転任」の4種類に限定されている。国家公務員の職員の任免（人事院規則8-12）においては、転任に類似する任用方法として、「配置換」の制度が設けられ、転任とは、職員を任命権を異にする他の官職に任命することであり、配置換とは、職員を任命権者と同じくする他の官職に任命することと考えられているが（「解釈通覧・地方公務員法」総合労働研究所編）、地方公務員においては、「配置換」の制度ではなく、昇任、降任又は転任のいずれかに含まれることになる。

そして、愛媛県警察職員の任命権限あるいは任用権限の委任に関しては、道府県警察本部長は、任命権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができる（地方公務員法6条2項）との定めがあるほか規定はない。

イ 被告は、前記のとおり、愛媛県警察職員の人事記録訓令において、人事異動の種別及び内容として、「転任」を「愛媛県の職員としての身分を中断することなく、任命権者を異にする他の機関から異動してきた職員を任命すること」と、「配置換」を「同一任命権者のもとにおいて、職員に勤務場所又は職務の担当の変更を命ずること」と定めるところ、愛媛県警察の職員の任用に関する訓令（甲109）には、所属長が職員の職務を指定する旨の規定があるので、所属長が職務担当の変更としての「配置換」を命ずることができるから、所属長である木下課長が、適法に本件配置換を行った旨主張する（被告の第4回準備書面、甲105）。

ウ 前記県警察本部長の任命権限の一部の委任に関する地方公務員法6条2項に照らし、上記の愛媛県警察職員の人事記録訓令や愛媛県警察の職員の任用に関する訓令は、転任である「配置換」についての愛媛県警本

部長の任命権限の一部を委任したものと考えることもできるから、被告の上記主張は、背理であるともいえない。

エ しかし、本件配置換が行われた経緯、殊に、本件配置換を行う旨の内示が欠勤していた木下課長に代わって上甲部長によりなされたこと、通信指令室の人員数が限定されていたことから、新たに係を新設した上で本件配置換がなされたのであるが、新たな係の増設や配置人員は、前記のように愛媛県警本部長の権限であることなどに照らせば、本件配置換が木下課長の権限にのみに基づいて行われたということは到底あり得ないことで、本件配置換について愛媛県警本部長が関与したことを否定することはできない。

(4) そして、配置換は、基本的には、組織構造、それぞれの職の職務内容、職員の個々の状態、能力、適性及び勤務実績等を総合的に勘案して高度に合目的、技術的見地からなされる裁量行為であるというべきであるが、配置換は特段の理由がない限りは定期異動など特定の時期に行われているのが通常であり、職員も合理的な理由や必要性がなければ勤務場所を変更されたり、職務の担当の変更を命じられることがないということについて合理的な期待を有するというべきであるから、特定の職員に対する嫌がらせや報復のためになされる場合はもちろんのこと、その必要性に関する判断に社会通念上著しく妥当性を欠くところがあるような配置換は、違法となるというべきである。

ア 本件配置換は、現職の警察官である原告により行われた愛媛県内の警察内部で裏金作りが行われていたことを内容とする本件記者会見の直後になされたものであり、内部からの造反に対して、いわゆる報復として行われたことが推認されるところ、配置換の理由として、けん銃保管を行ったため不可避な措置として地域課鉄道警察隊から異動させる必要があったというのであるが、けん銃保管を行ったのが自傷他害等不測の事

態の発生のおそれを考えたというものの、そのような不測の事態発生のおそれが長期間にわたり継続するというような事情はうかがわれないことや、様子を見るための短期間、けん銃を携帯せずに地域課鉄道警察隊で勤務させることも可能であったと考えられること、地域課鉄道警察隊に勤務していても聞き取り調査は十分可能であること、本件記者会見により原告の顔が周知されたとしてもほとぼりが冷めるまでは事務処理をさせることも可能であることなどの諸点を併せ考えると、本件配置換の理由はいずれも上記推認を覆すものとはいえず、社会通念上著しく妥当性を欠くといわざるをえない。

イ これに対し、被告は、通信指令室体制強化の必要性があったことも本件配置換の理由として主張しているが、通信指令室が置かれた経緯に照らせば、仮に被告が主張するように通信指令室体制強化の必要性が認められるとしても、原告を配置換する必要性の理由にはならないというべきである。

ウ 以上によれば、本件配置換は違法である。

4 爭点4について

- (1) 原告は、本件勤勉手当の減額は、原告が本件記者会見を行ったことに対する報復としてなされたものであり違法である旨主張する。
- (2) この点、勤勉手当は、職員の給与に関する条例（昭和26年11月16日付け条例第57号）及び期末手当及び勤勉手当の支給について（昭和54年10月25日付け例規警第25号）に基づき、一定期間の基準日に在職する職員に対し、6月1日及び12月1日の基準日以前6箇月間における勤務成績に応じて支給するものである。この勤務成績の評定は、評定期間に職員に割り当てられた職務を遂行する上でどの程度の成績をあげたかなどに基づいて判定するものであって、割り当てられた職務、職務経験、職員の能力、勤務実績などを総合的に考慮してなされる専門的な判断であ

るから、評定権者の広範な裁量権が認められるべきである。もっとも、当該裁量権も全くの自由裁量ではなく、例えば、違法あるいは著しく不合理な上司の職務命令を起因とする勤務実績の低下や積極性の欠如を理由に勤務成績の評定を下げるなど、評定が社会通念に照らして著しく不合理であるような場合は、勤務成績の評定及びこれに伴う勤勉手当の減額は違法となり得るというべきである。

(3) 前提事実及び上記認定事実によれば、原告は、平成17年2月10日には本件配置換などを違法として本件訴訟を提起し、同月23日には本件配置換を不当として人事委員会に不服申立てをしており、本件配置換に至る経緯なども考慮すると、本件訴訟を提起していた原告の勤務実績や勤務に対する積極性が多少低下したとしてもこれを不利益に扱うことは妥当ではないというべきであって、原告が、地域課通信指令室に異動になってから注意処分等を受けた事実がなく、勤務成績の評定に対して評価の説明を求めても被告から具体的な回答がなかったという事実（甲47、甲61、原告本人）を併せて考慮すると、原告の成績の評定を下げるることは社会通念上著しく不合理であり、これに伴う本件勤勉手当の減額は違法である。

5 争点5について

上記のとおり、本件説得行為等の一部、本件配置換、本件勤勉手当の減額は違法であり、これらが愛媛県警本部長も関与して行われたこと、原告は愛媛県警に勤務する現職の警察官であることなどにかんがみると、原告の被った精神的苦痛は軽微なものとはいえず、この精神的苦痛を慰謝するためには100万円が相当である。

6 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言については、相当地ないからこれを付さないこととする。

松山地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 高 橋 正

裁判官 和 食 俊 朗

裁判官 和 田 将 紀

これは正本である
平成19年9月11日所
松山地方裁判所
裁審記

阪上俊雄



当事者目録

愛媛県松山市

原 告 仙波敏郎
同訴訟代理人弁護士 薦田伸夫, 今川正章, 臼井満, 奥島直道,
草薙順一, 高田義之, 中尾英二, 中川創太, 西嶋吉光,
野垣康之, 東俊一, 水口晃, 村上勝也, 山口直樹,
山本慎太郎, 井上正実, 菅陽一, 寄井真二郎, 渡辺登代美,
岩淵正明, 奥村回, 川本藏石, 高見健次郎, 出口勲,
鳥毛美範, 中村正紀, 野村侃鞠, 橋本明夫, 前川直善,
東島浩幸, 市川守弘, 出口崇, 高橋敬一, 小野寺信一,
十河弘、廣瀬理夫, 高橋敬幸, 清水勉, 青木秀樹,
青島明生, 坂本義夫, 水谷敏彦, 島田広, 吉川健司,
安部千春, 井下顕, 浦田秀徳, 永尾廣久, 横光幸雄,
角銅立身, 桃島敏雅, 郷田真樹, 原田直子, 江上武幸,
溝口史子, 荒牧啓一, 高峰真, 佐木さくら, 山崎あづさ,
紫藤拓也, 小泉幸雄, 小島肇, 松浦恭子, 前田豊,
前野宗俊, 中野和信, 辻本育子, 田邊匡彦, 馬奈木昭雄,
迫田登紀子, 武藤糾明, 平田広志, 名和田茂生, 木梨吉茂,
林健一郎, 廣田次男, 友澤宗城, 岡林義幸, 石光真理

松山市一番町4丁目4番地2

被 告 愛媛県
同代表者知事 加戸守行
同訴訟代理人弁護士 村田建一, 武田秀治
上記指定代理人 新矢佳男, 内田保寛, 田中克幸,
細田まさる, 山本直輝, 白田英樹, 仲田亮, 村岡祥多,

熊野雅仁，三多弘幸，篠原政紀